重要事項説明書 兼 注意喚起情報

この書面は、「bonobo-事業型弁護士費用保険-」のご契約に際し、お客様に商品内容をご理解・ご了承いただくために、特に重要な事項(商品概要・注意喚起情報)をわかりやすく説明したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえでお申込みください。また、ご契約のあとも大切に保管くださいますようお願いします。

契約概要・・・・「bonobo-事業型弁護士費用保険-」の内容をご理解・ご了承いただくための事項

注意喚起情報 ・・・ご契約に際して、お客様にとって不利益になる事項等、特にご注意 いただきたい事項

- ●この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、別途「普通保険約款」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、弊社までお問い合わせください。
- ●保険契約者と被保険者が異なる場合(保険契約者以外のご家族の方が補償の対象となる場合)には、この書面に記載されている契約概要・注意喚起情報の各事項を被保険者の方に必ずご説明ください。
- (1) 商品の仕組みと補償内容 <mark>契約概要</mark> 注意喚起情報

【特徴】

・ この保険は、契約者となる事業者が普通保険約款に記載する法的トラブルに遭遇した際に、弁護士に法律相談または事務委任をする際に必要な費用を負担することによって損害を被った場合に保険金を支払う費用保険です。

【申込みと承諾】

・ この保険契約は申込人より保険契約の申込みを受け、申込人より第1回保険料を受領 し、当社が保険の引受を承諾した場合に有効に成立します。

【責任開始日】

- ・ 初年度契約の責任開始日は、保険料の払込方法によって以下の通り定められています。
 - ① 口座振替方式の場合・・・第1回保険料の振替日が属する月の翌月1日
 - ② クレジットカードまたは デビットカード払方式の場合・・・第1回保険料のオーソリ日が属する月の翌月1日

【契約日・保険期間】

・ 初年度契約の責任開始日を契約日とし、保険期間は契約日から起算し1年間とします。

【被保険者の範囲】

従業員299名以下の法人、または個人事業主

日本国内で事業活動を行う法人(常時使用する従業員の数が 299 人以下の法人)または個人(法人の代表者または個人経営の事業者〈個人事業主〉)に限ります。ただし、保険証券記載の被保険者が法人である場合は、業務を遂行する限りにおいて、その取締役・監査役、理事・監事または法人の業務を執行するその他の機関(注)を被保険者に含みます。

- (注)法人の業務を執行するその他の機関とは、次のいずれかに該当する者をいいます。 ただし、法律上の取締役および 監査役に準じる者に限ります。
- a. 法人が株式会社である場合は、執行役または会計参与
- b. 法人が合同会社である場合は、社員(代表社員または業務執行社員)
- c. 法人が合名会社である場合は、社員(代表社員または社員)
- d. 法人が合資会社である場合は、社員 (無限責任社員または有限責任社員)

【更新時の保険契約】

・ この保険契約の保険期間は契約日より1年間です。保険期間満了日の1か月前までに 保険契約を継続しない旨の意思表示を当社所定の書面によって行わない限り、保険契約は 自動更新されます。

【保険金を支払う対象となる費用】

・ この保険契約の保険金を支払う対象となる費用は次のとおりです。

保険金の種類	保険金支払いの対象となる費用		
法律相談料	法律相談に際して弁護士に支払う料金		
法律相談料の一定割合 (法律相談料実費を上限)			
弁護士委任費用保険金	弁護士委任契約締結によって弁護士に支払う費用		
弁護士費用の一定割合(報酬金支払額を上限)	着手金等対応分 着手金及び手数料		
	報酬金等対応分 報酬金ならびに日当および実費		

【保険金を支払う対象となる法的トラブル】

・ この保険契約の保険金を支払う対象となる法的トラブルは次のとおりです。

法的トラブルの区分	法的トラブルの詳細		
職業・事業トラブル	① 知的財産関連トラブル		
	② 退職・解雇・残業代等の労務トラブル		
	③ 代金・債権回収のトラブル		
	④ 損害賠償や返金の請求		
	⑤ 賃貸物件のトラブル		
	⑥ 情報漏洩等		

【保険金の支払事由】

責任開始日以降に発生した被保険者自らの職業・事業活動に伴って直面した法的トラブル を補償の対象とし、

あらかじめ当社の承認を得た法律相談料・着手金・報酬金(交通費等含む)をお支払いします。

- ・責任開始日以降に発生した次に掲げるいずれかの原因事実に起因するものに限ります。
- ・着手金・報酬金は、その管轄裁判所が日本の裁判所であり、かつ、日本の国内法が適用 されるものであることを要します。
- この原因事故は、原因事実が生じた時に発生したものとみなします。
- (1) 被保険者が行う法的請求・通知の根拠となる具体的な事実で、次に掲げるもの
 - ① 権利または利益の侵害を生じさせた事実
 - ② 違法行為
 - ③ 契約義務の違反または不履行の事実

- ④ 契約関係の発生・不発生・変更・消滅等の法的請求の根拠となる事実
- ⑤ 雇用関係・労働契約に係る問題事象を生じさせた事実
- (2) 被保険者が他人から受けた法的請求・通知の根拠となる事実

【保険金の額・支払限度額】

〈法律相談料保険金〉

被保険者が弁護士に支払う法律相談料 (事前に当社の同意を得て支出した法律相談料) (支払限度額) 同一の原因事故についての限度額は保険証券記載の額となります。 (支払回数限度)同一の保険期間中の限度回数は保険証券記載の回数となります。

〈弁護士費用保険金(着手金等対応分+報酬金等対応分)〉

被保険者が弁護士に支払う着手金等対応分、報酬金等対応分の弁護士費用 (事前に当社の同意を得て支出した弁護士費用)。弁護士費用保険金(報酬金等対応分)不担保特約を付帯された場合は報酬金等対応分の弁護士費用はお支払いいたしません。

(支払限度額) 同一の原因事故についての限度額は保険証券記載の額となります。 (支払限度回数) 同一の保険期間中の限度回数は保険証券記載の回数となります。

年間支払限度額(特約を含むすべての保険金の同一保険期間かつ一契約における限度額) 1,000万円 通算支払限度額(特約を含むすべての保険金の一契約における初年度からの通算限度額) 2,000万円

【保険期間】

保険期間は1年です。毎年、責任開始日の2カ月前に更新案内を送りますのでご確認ください。契約者より申出無ければ自動継続いたします。

〈責任開始日〉

保険料振込のため口座振替の手続きの中で定められた振替日に保険料が振り替えられた 日の属する月の翌月1日から責任を開始します。

クレジットカードによる保険料支払いを選択された場合、クレジットカードの有効性を確認した日の属する翌月1日から責任を開始します。

〈保険期間満了日〉

責任開始日を契約始期とし、その日から起算して1年後の24時に終わります。

【同一被保険者の保険金額限度】

この保険の同一被保険者の保険金額限度は法律相談料保険金および弁護士費用保険金、代表者個人補償特約の法律相談料保険金および弁護士費用保険金を合計して1,000万円となります。

引受保険金額の上限を超えないようにするため、同一被保険者の複数契約は引受できませ

【責任開始日前や待機期間中、不担保期間中に発生した原因事実の取扱い】

〈責任開始日前に発生した原因事実〉

初年度契約の責任開始日より前に発生していた原因事実に起因して生じた原因事故について、保険金は支払われません。

〈待機期間〉

初年度契約の待機期間は3カ月です。当社は原因事実が待機期間中に発生した場合には保 険金を支払いません。ただし、以下の特定偶発事故の場合は待機期間を適用しません。

(特定偶発事故)

道路交通事故・・・車両の道路における運行に起因して生じた事故

上記以外の事故・・・急激 (時間間隔の無いこと) かつ偶然 (予見できないこと) かつ外来 (外部からの力によること) の事故 (人の傷害状態や財物の損壊)

〈特定原因不担保〉

以下に掲げる事件にかかわる原因事実に起因する原因事故が不担保機関に発生した場合は 保険金を支払いません。ただし、特定偶発事故の場合を除きます。

(不担保期間)

	事件区分	不担保期間		
保険契約の型		他人から受けた法的 請求・通知の根拠と なる原因事実に起因 する原因事故	左記以外の原因事故	
事業型	労働・勤務に係る事件	責任開始 から6か月	最初の保険期間満了 まで	
	責任開始日前に締結した 契約に係る事件	責任開始日 から6か月	最初の保険期間満了 まで	

【免責事由】

〈免責事由-1〉

被保険者が次の①~⑤に掲げる事故に起因、不随もしくは随伴して発生した原因事故、または

これらの事故事由に起因する秩序の混乱に伴って発生した原因事故に直面した場合は、当社は 保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、またはその他これらに 類する事変もしくは暴動
- ② 台風、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りまたはその他異常な自然現象
- ③ 核燃料物質、使用済核燃料もしくはそれらによって汚染された物の放射性、爆発性 その他有害な特性の作用、またはその他核物質による同様の作用
- ④ 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、液状化、悪臭、日照不足、 電磁波障害、または人の健康もしくは生活環境に被害を及ぼすその他大規模な事象 でこれらに類するもの
- ⑤ 石綿もしくはその他発ガン性物質、外因性内分泌かく乱化学物質、または人の健康 もしくは生活環境に被害を及ぼすその他物質の有害な作用

〈免責事由-2〉

次の①~⑥に掲げる保険契約者または被保険者の加害行為により、被保険者が原因事故に直面 した場合は、当社は保険金を支払いません。

- ① 故意または重大な過失による次のアないしオに掲げる行為(未遂も含む)
 - ア. 殺人、遺棄、傷害、暴行、その他他人の生命または身体を害する行為 (喧嘩、各党、逃走行為を含みます。)
 - イ. 住居侵入、強制性交等、強制わいせつ、逮捕・監禁、脅迫、強要、誘拐、 その他他人の自由を害する行為
 - ウ. 窃盗、詐欺、背任、恐喝、横領、器物損壊、その他他人の財産を害する 行為
 - エ. 秘密漏示、名誉毀損、侮辱、信用毀損、業務妨害、その他他人の秘密、 名誉、信用または業務を害する行為
 - オ. 自らの挑発行為によって招いた問題
- ② 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等を摂取した状態で行った行為
- ③ アルコール等の影響により正常な判断または行動ができないおそれがある状態で行った行為
- ④ 自殺行為、自傷行為または自ら所有する財物を損壊する行為
- ⑤ 公の秩序または善良の風俗に反する法律行為または社会一般に通用している常識や 見解に照らして正当な理由のない請求行為
- ⑥ 保険契約の趣旨に鑑みて乱用性が高いと当社が判断する次のいずれかに該当する行

為

- ア. 権利行使によって何ら利益がもたらされないにもかかわらず、単に相手 方を害する目的でなされる行為
- イ. 権利行使によって得る利益と比較して相手方の受ける不利益が明らか に大きい行為
- ウ. 実現不可能な行為を要求する行為など、正当な権利行使の範囲を逸脱 した行為
- エ. その他、アないしウと同程度に乱用性が高いと考えられる行為

〈免責事由-3〉

次の①~⑫に掲げる原因事故は、保険金鵜を支払う対象から外します。

- ① 国、地方公共団体、行政庁、その他行政機関を相手方とする事件のうち、国家賠償請求事件を除く事件
- ② 破産、民事再生、その他倒産処理事件および債務整理事件
- ③ 金銭消費貸借契約に係る事件およびその民事執行手続
- ④ 連鎖販売取引、または無限連鎖講に係る取引に関する事件
- ⑤ 民事非訟事件
- ⑥ 公示催告事件
- ⑦ 家事事件手続法の別表第一事件
- ⑧ 刑事事件、少年事件または医療観察事件の他害行為
- ⑨ 弁護士報酬について完全成功報酬とする事件
- ⑩ 集団請求事件
- ① 次に掲げる投機的取引に関する法律事件
 - ア. 事業資金の出資、有価証券投資に関する法律事件
 - イ. 取引によって取得もしくは譲渡した不動産・動産・有価証券またはその他権利 の財産的価値が、経済状況・社会情勢の変化等に伴って変動したことにより、当 該取引の相手方との間で発生した事件
 - ウ. 預託等取引契約 に関する法律事件
- ② 次に掲げる会社訴訟等の法律事件
 - ア. 会社訴訟 ・会社非訟 およびこれらに関連・付随する交渉・調停・仲裁・保全・ 執行事件
 - イ. ⑫に類する会社法以外の法令に基づく事件
 - ウ. 会社以外の法人またはその代表者等に対して請求する⑫に類する法律事件

〈免責事項-4〉

次の①~⑥に掲げる者を帆的トラブルの相手方として。被保険者が法律相談または弁護士委任 契約の締結を行う場合には、当社は保険金を支払いません。

- ① 保険契約者
- ② 他の被保険者
- ③ 被保険者の株主または出資者
- ④ 当社
- ⑤ 他の保険者と締結した保険契約に基づいて、法律相談料または弁護士費用の負担によって被った損害を請求する場合における当該他の保険者
- ⑥ 保険金を支払わない相手方として保険証券や更新通知書に記載する者

〈免責事由-5〉

次の①~③に掲げる場合には、当社は保険金を支払いません。ただし③に掲げる場合、法律相 談料保険金を除きます。

- ① 被保険者の中に弁護士資格を持つ者がいるとき、当該弁護士と法律相談または弁 護士委任契約の締結を行う場合
- ② 被保険者が弁護士に事務処理を委任した原因事故の処理方法または弁護士費用について当該弁護士と紛争になった場合
- ③ 被保険者が弁護士に委任して法的解決を図ったとしても、勝訴の見込みまたは委任の目的を達成する見込みのないことが明らかな場合

(2)販売プラン<mark>契約概要</mark>

保険期間中にこの特約のみを付加すること、また、この特約のみを解約することはできません。

販売ス	プラン	法人 A	法人 B	小規模法人	個人事業主
事業規模		従業員数	従業員数	従業員数	
		100 人~299 人	10 人~99 人	1 人~9 人	
保険す	保険契約者法人		個人事業主(個人)		
被保険者		法人 (法人の取締役・監査役・理事または法人の業務を		個人事業主本人	
		執行するその他の機関を被保険者に含む)			
保険@	D対象	被保険者が直面し	被保険者が直面した「職業・事業トラブル」に関して、被		
(目	的)	相談料や弁護士費	用を負担したことに	こよる費用損害	
			主契約		
保険金	の種類		法律相談料保険金		
支払限度額 (保険金額)		11 万円	11 万円	11 万円	5.5 万円
支払回数限度		3 回	3 回	3 回	2 回
保険金	保険金の種類 弁護士費用保険金(着手金対応分+報酬金等		対応分+報酬金等	対応分)	
支払	特約	300 万円	100 万円	100 万円	25 万円
限度額	あり	300万円	100 // [7]	100)1[]	25 /1 []
	特約	600 万円	200 万円	200 万円	50 万円
	なし	000 71 1	200 <i>/</i> J 🗖	200 /1 [7]	20 /1 🗀
主契約	特約	25,300 円	21,000 円	9.000 円	4,500 円
保険料	あり	20,000 1	21,000 1	2,000 []	1,000 1
	特約	62,700 円	51,800 円	21,800 円	11,700 円
	なし	02,100 1	31,000 1	21,000 1	11,100 1

特約については弁護士費用保険金(報酬金等対応分)不担保特約の有り・無しで表示しています。

(3)付加できる特約と概要 <mark>契約概要</mark> 注意喚起情報

【弁護士費用保険金(報酬金等対応分)不担保特約】

弁護士費用保険金を支払う対象となる被保険者が負担した弁護士費用(着手金等対応分及 び報酬金等対応分)のうち、報酬金等対応分を当該弁護士費用保険金の支払対象から除外 する特約

(4)保険料の払込み 契約概要

保険料の払込みは月払い・年一括払いのいずれかをお選びいただけます。月払いの場合の 払込回数は1年間につき12回とします。保険期間途中での変更はできません。

・ 保険料の払込方法は、口座振替方式・クレジットカードまたはデビットカード払方式のいずれかをお選びいただけます。

(5) 事故が発生した場合 注意喚起情報

【事前通知】

- ・ 弁護士と弁護士委任契約を締結する前に、必ず当社へ次の①から⑦の事項の通知をお願いいたします。事前に
- ご通知いただけない場合は、保険金のお支払いができない場合があります。
- ① 契約証番号(「保険証券」や「更新通知書」に記載しています。)
- ② 保険契約者の名称・所在地・連絡先
- ③ 法的トラブルに直面した被保険者の氏名・生年月日・住所・連絡先、役職
- ④ 法的トラブルの概要
- ・ 当社は通知を受けた事項について、その内容を確認するために法的トラブルに直面した被保険者および弁護士委任契約を締結する被保険者、または事件を受任する弁護士に対して当該事項について説明または追加資料の提出を求めることがあります。
- ・ 法的トラブルに直面した被保険者および弁護士委任契約を締結する被保険者は、事件 を受任する弁護士が当社に当該法的トラブルに関する説明を行うこと、または資料を提 出・開示することに同意するものとします。(注)
- (注)原因事故の内容と発生時期、法的トラブルの経緯と相手方、同一の相手方との過去のトラブルの有無などを含みます。

【事前承認】

・ 当社は、事前の通知、説明または資料の提出を受けた場合には、法的トラブルが保険 金支払の対象の原因事故に該当するかどうかを確認し、被保険者に対して「事前承認通 知」または「不承認通知」の通知を行います。

【事件処理状況の通知義務】

・ 事前承認となった場合で弁護士委任契約を締結した被保険者は、事件処理の過程で弁 護士委任の内容に変更があった場合には、変更の内容を書面または当社が指定する他の方 法により、当社に対し直ちに通知しなければなりません。

(6) クーリング・オフ 注意喚起情報

この保険契約は、保険期間が1年以内であるため、クーリング・オフの対象とはなりません。

(7)告知義務 注意喚起情報

保険契約者には、保険契約者または被保険者に関して、ご契約時に当社に重要な事項を申し出 ていただく義務(告知義務)があります。ご契約時に当社が定める告知項目について事実を告 知しなかったり、事実と相違することを告知されたりした場合には、ご契約を解除することが あります。

(8) 通知義務 注意喚起情報

- ・保険契約者または被保険者には、ご契約内容に関して普通保険約款第21条に定める事項の 変更が生じた場合には、遅滞なく当社までご通知いただく義務があります。
- ・変更の事実が生じているにもかかわらず変更手続きをされない、または事実と異なる事項を 通知され、当社がそれによって損失を被った場合は、当社が被った損失額の賠償を請求し、ま たは当社が支払うべき保険金の額から当該損失額を差し引いた額を支払うことがあります。

(9)代理店の募集行為 注意喚起情報

【代理店の募集行為】

・ 当社の代理店(少額短期保険募集人)は、お客様と当社との保険契約締結の媒介を行う者 で、保険契約締結の代理権はありません。

【告知、通知の受領および保険料の領収】

・ 告知、通知の受領権および保険料領収権は当社にあり、当社の代理店(少額短期保険募集 人)にはその代理権はありません。

(10)保険料の払込猶予期間 <mark>契約概要</mark> 注意喚起情報

- ・保険料が未払込みの場合は、払込期月の翌月1日から当社指定の日(以下「払込猶予期間」 といいます)までに、払込期月の未払込保険料と払込猶予期間の保険料である2か月分の保険 料を当社に払い込むことを要します。
- ・ 払込猶予期間満了日までに払い込まれるべき保険料の払込みがない場合には、保険契約は払 込猶予期間満了日の翌日に失効します。失効日以降に保険金の支払事由が生じても補償対象と なりませんのでご注意ください。
- ・ この保険契約には、復活の取扱いはありません。

(11) 重大事由による解除 <mark>契約概要</mark> 注意喚起情報

- ・ 次の①から④の内容等に該当する事由がある場合は、当社は保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたとき
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたとき
- ③ 保険契約者または被保険者が、当社に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等を用いた不当な要求を行ったとき、または法的に認められる正当な権利の範囲を超えた不当な要求を行ったとき
- ④ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき

反社会的勢力に該当すると認められること

反社会的勢力に対して資金等を提供し、また便宜を供与する等の関与をしていると認められること

反社会的勢力を不当に利用していると認められること

その他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(12)補償の重複 注意喚起情報

被保険者がこの保険契約の補償内容と同様の他の保険契約に加入されている場合には、補償範

囲が重複することがあり、重複した範囲において保険金額が減額される、もしくは受取れない 場合があります。ご加入されている保険契約の補償範囲および保険期間をご確認ください。

(13)解約と返戻金 <mark>契約概要</mark> 注意喚起情報

- ・ 年一括払込みの場合、解約により保険契約が終了した日が属する月の翌月から保険期間満了 日までの分を月割計算で返戻します。
- ・ 月払いの場合、解約返戻金はありません。なお、解約日の属する月以降の保険料の入金を確認した場合は、翌月以降の保険料に相当する額の全額を返戻します。

<mark>(14)保険金をお支払いできる場合、できない場合 契約概要</mark> 注意喚起情報

・ 別表 1 (保険金を支払う場合)および別表 2 (保険金を支払わない場合)をご参照ください。

(15)保険契約の更新 <mark>契約概要</mark> 注意喚起情報

当社は、更新可能な契約について、保険期間満了日の2か月前までに更新後の契約内容等 を「更新通知書」により保険契約者に通知します。

・保険契約者が、保険契約を継続しないとき、または更新通知書に記載された契約内容 について変更しようとするときは、保険期間満了日の1か月前までに、当社所定の書面ま たは当社所定の受付フォームからの電磁的方法にて当社に契約内容変更の申込みを行って ください。

(16)更新の制限 <mark>契約概要</mark> 注意喚起情報

当社は、通算支払限度額から当社が支払った初年度契約からの保険金の合計額を控除した 後の金額が、年間の支払限度額に満たないとき、更新を取扱いません。

(17)満期返戻金および配当金について 契約概要

この保険契約には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

(18) 法令等で注意喚起することとされている事項について 注意喚起情報

【少額短期保険業者について】

- ・ 当社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者が引受可能 な保険契約については以下の制限があります。
- ① 損害保険分野については、保険期間2年以内、保険金額1,000万円以内です。この弁護士 費用保険の保険期間は1年間です。
- ② 一被保険者について引き受けるすべての保険契約の上限総保険金額は1,000万円です。
- ③ 一保険契約者について引き受けるすべての保険契約の上限総保険金額は10億円です。

【少額短期保険業者破綻時の取扱いについて】

・ 少額短期保険業者が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」「生命保険契約者保護機構」の行う資金援助などの措置の対象ではありません。また、この保険契約は、保険業法270条の3第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

(20)個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

【主な利用目的】

・ 当社が保険契約申込書などから得た個人情報は、保険引受の判断、保険契約の履行 (保険金支払いなど)のために利用するほか、当社が保険商品、各種サービスの案内・提 供のために利用することがあります。

【第三者への情報提供】

- ・ 当社は次の場合を除いて、保険契約者・被保険者の同意がなければ第三者に個人情報を提供しません。
- ① 法令に基づく場合
- ② 業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に取扱いを委託する場合
- ③ 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- ④ 少額短期保険会社等の間で共同利用(支払時情報交換制度)を行う場合

(21) 支払情報交換制度について 注意喚起情報

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会 社とともに、保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参 考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

・ 「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきまして は、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ

(http://www.shougakutanki.jp/general/about/syoukai.html) をご参照ください。

(21) 苦情・ご相談について 注意喚起情報

補償内容やご契約内容、保険商品に関するご相談

株式会社アシロ少額短期保険お問い合わせ窓口

電話: 0 1 2 0 - 5 2 6 - 7 6 0

受付時間:平日9:30~17:00 (土日祝日等を除く)

苦情・ご意見等のお申し出

株式会社アシロ少額短期保険お問い合わせ窓口

電話: 0 1 2 0 - 5 2 6 - 7 6 0

受付時間:平日9:30~17:00 (土日祝日等を除く)

保険金のご請求に関するご連絡やお問い合わせ

株式会社アシロ少額短期保険お問い合わせ窓口

電話: 0 1 2 0 - 5 2 6 - 7 6 0

受付時間:平日9:30~17:00 (土日祝日等を除く)

当社は金融庁長官より指定紛争解決機関(指定ADR機関)の認可を受けた一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題解決ができない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会にご相談、または解決の申立をすることができます。

一般社団法人少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」(指定紛争解決機関)

電話:0120-82-1144 FAX:03-3297-0755

受付時間:平日 9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日、年末年始休業期間を除く)